R 7小山小学校

令和7年7月18日 小山小情報教育係

まもなく夏休みを迎えます。家での時間が増えることで、メディアに触れる時間も増える子ども達も多いと 思います。ご家庭で使用上のルールを作っていただき、この通信に掲載されている内容を話題にしてください。

#夏休み前に家庭で話題にしてほしい3つのこと

Oペアレンタルコントロールのお願い

インターネットは有益な情報源である一方で、子どもにとって有害な情報や不適切なコンテンツも数多く存在 します。SNS や動画サイト、オンラインゲームなどを通じて、知らない相手と接触するリスクも高まっています。 保護者の方が「まさかうちの子が」と思っていても、トラブルに巻き込まれていたというケースもあります。こう した事態を未然に防ぐため、「ペアレンタルコントロール」機能の使用をお願いします。スマートフォンやタブレ ットには、使用時間やアプリの制限、不適切なサイトへのアクセスを防ぐ設定が可能です。お子さんの年齢や利 用状況に合わせて適切な制限を設けることが、安全なデジタル環境を整える第一歩となります。保護者の責任 として、ぜひ設定と見直しをお願いします。なお、ペアレンタルコントロールの中に、<mark>有害な情報へのアクセスを</mark> <mark>ブロックする機能「フィルタリング」</mark>があります。こちらの設定も必ず確認していただけますよう、お願いします。

18歳未満が使用する端末へのフィルタリング設定は法律上の義務

青少年インターネット環境整備法^{*}では、格安スマホ事業者(MVNO)を含む携帯電話会社とその販売 代理店には、新規の携帯電話回線契約時および 機種変更・名義変更を伴う携帯電話回線契約の変更・更新時に、次のような義務が課せられています。

青少年確認

フィルタリングの説明

フィルタリング有効化措置

契約締結者または携帯 電話端末の使用者が 18歳未満かどうか確認する

- 青少年に有害な情報の閲覧による危険 フィルタリングの必要性とその内容
- について保護者又は青少年に説明する

通信契約とセットで販売される携帯電 話端末などについて、販売時にフィルタリ ングソフトウェアやOSの設定を行う

*青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成21年4月施行/平成30年2月改正法施行)

総務省 HP より転載

スマートフォンやタブレットが身近な存在となり、便利な一方で、長時間の動画視聴やゲーム、深夜の利用な どが学習や生活習慣に悪影響を与える事例が見られます。さらに、SNS を通じてトラブルに巻き込まれること も、学校内外で現実の問題となっています。お子さんの心身を守るために、家庭でのルールづくりと継続的な 声かけが欠かせません。使用時間の制限、使用場所の決定、就寝前の利用禁止など、生活リズムを守るための **工夫が必要**です。学校でも指導を行っておりますが、最も大切なのはご家庭での「見守り」と「関わり」です。ぜ ひご家庭で話し合いの時間をもち、メディアとの関わり方を見直していただければと思います。

○自由研究・ポスター・作文の見守りを!

1人1台端末が導入されて以来、子ども達の学習環境は急激に変化しました。その1つに、作品づくりを行う 際に、【参考例の検索】が挙げられます。なかなか自分が作りたい作品が思い浮かばない時に、自分も知らない 誰かの作品に出会い、インスピレーションを受けて自分の作品づくりに生かすことができます。

一方で、検索した内容を、そのまま作文や作品に使用して提出し、審査対象から除外された例もあります。作 文や作品にはそれぞれ作品を作った人を守るための【著作権】があります。子ども達がこの【著作権】を守りつ つ、自分の感性や努力を生かして作った作品を、胸を張って提出できるよう、家庭での見守りをお願いします。

#みんなでつくる安心なインターネットの世界

7月8日、4・5・6年生を対象に「性被害防止講演会」が行われま した。講師の長田理恵先生からは、インターネットや SNS が身近に なった現代において、子どもたち自身が自分の身を守るために必要 な知識や判断力を持つことの大切さについてお話がありました。

SNS の利用には年齢制限があることや、知らない人とのやりとり

に潜む危険性について、実際の事例を交えながら説明され、 子どもたちは真剣な表情で耳を傾けていました。特に「自画 撮り被害」や「ネットいじめ」の話は衝撃的で、軽い気持ちで送 った写真や言葉が、大きなトラブルにつながることを学びま した。

講演では、「誰かに無理やり体を触られる」「いやな写真を 撮られる」「恥ずかしい画像を送るよう求められる」といった、 性に関する具体的な被害についても触れられました。被害に 性別は関係なく、知っている人からの加害もあるという話 に、子どもたちも驚いていました。

そのうえで、困ったときにどう対応するかを一緒に考え、 「きっぱり断る」「理由をつけて断る」「無視して連絡を絶つ」な ど、いくつかの方法が紹介されました。講師の先生は、「相談 することは弱いことではなく、強いことです」と繰り返し伝え、

#1学期情報モラル Week

報モラル教育を実施しています。

長期休みに入るタイミングで、各学級で情

4年生では、情報モラルの授業として「著作 権」について学習しました。授業では、クイズ やワークを通して、著作権の基本的な考え方

や守るべきルールについて考えました。

GIGA ワークブックやタブレット教材(オクリ

ンクプラス)を活用しながら、個人やグループ

子どもたちに安心して話せる大人の存在を持つことの重要性を強調していました。

今後も、学校とご家庭が連携しながら、子どもたちが安心してインターネットの世界を活用できる環境づくり を目指していきたいと思います。

写真や動画を使いたいときは

次の4つの写真を「問題はあまりない」「注意が必要」に分けてみましょう。

問題はあまりない 注意が必要

他人にかかわることは、

拡散 (ほかの人に回さない) しない

- ・自分で作った作品の著作権は、 自分が持っているから自由に 使える。
- ・作った人から許可をもらえれば 使ってもよい。
- ・動画共有サイトに公開されてい る動画やネット上の写真やイラス トには、すべて著作権がある。
- ・基本的には、きちんと許可を得 てから利用する必要がある。

で意見を出し合い、自分たちの生活に関係のある著作権の場面を想定して対応を考えました。まとめでは、「使 う前に許可をとる」「作った人を明記する」「フリー素材を使う選択肢もある」など、今後の生活に生かせる知識 として整理しました。夏休みを前に、デジタル機器を使う際の意識づけにもつながる学習となりました。

なお、4·5·6年生は、この夏休みに iPad を持ち帰っています。各学年だよりでお願いがあったかと思いま すが、適切な利活用ができるよう、ご家庭での見守りをお願いします。また、お家の方も時々iPad をのぞいて いただき、画像・ファイル等に不必要な物がないか、確認をお願いします。基本的に学習に必要ない物は、残し ておかないルールになっています。端末内のデータ整理も、情報活用能力の大切な1つと捉えています。

引き続きご理解、ご協力のほど、よろしくお願いします。





